

暴力団員等への具体的対応要領

～問題解決は毅然とした対応と早期相談～

1 優位な立場で対応

- ①場所／暴力団の指定する場所等には出向かない。
- ②人数／
 - ・相手より多い人数で対応する。
 - ・役割分担をあらかじめ決めておく。
 - 対応担当者(主な対応)
 - 記録担当者(対応内容の記録、録音)
 - 連絡担当者(警察等との連絡)
 - ・多人数の場合は、代表者と同伴者1名程度に制限する。



2 トップは出さない

- ・不当要求防止責任者などが対応する。
- ・対応責任者を孤立させず組織全体でバックアップする。



3 相手方の確認

- ・名刺をもらう又は面会簿に記入させる。
(住所、氏名、所属団体、会社名、電話番号等の確認)
- ・代理の場合は、委任状の確認、委任状がない時は明確に拒否。
- ・相手の人相、服装、特徴、車両ナンバーをメモする。



4 用件・要求の把握

- ・何をネタに、何を企んでいるかを把握する。
- ・訪問の用件と要求内容を相手自身の口から言わせる。



5 短時間の対応

- ・あらかじめ面接時間を指定する。
- ・湯茶の接待、灰皿は準備しない。
(居座りの容認、脅しの道具に使用される)



6 毅然とした対応(妥協せず、筋を通す)

- ①言動に注意／「検討します」、「考えておきます」とその場逃れはしない。
- ②書類作成の拒否／「詫び状」、「念書」など理由のない書類には応じない。
(相手の名刺の裏などへの署名、押印も拒否する)
- ③即答は厳禁／暴力団には組織対応が重要です。安易な約束はしない。
- ④ミス・弱み／
 - ・迂闊に謝罪的な発言はしない。
 - ・平然として動揺を見せず、相手の挑発に乗らない。
- ⑤断固拒否／不当な要求、執拗な電話は、明確に「拒否」する。



7 対応状況の記録

- ・面談や電話対応した内容は確実にメモや録音する。
(民事訴訟、暴対法の中止命令、犯罪の立件に不可欠です。)

【メモのポイント】

「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰に」、「どんな方法で」、「何をしたか」

8 警察・暴力追放県民センターに相談

- ・具体的な要求がなくても「暴力団等が来訪した」時点からの相談と通報。
- ・正当な権利に基づく要求でも、その手段、方法により犯罪となります。
- ・不当な行為に対しては、直ちに110番。

